

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第88号）（交通局企画総務部総務課）

消費税法及び地方税法の一部改正により，消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い，旅客運賃の適正化を図ることとしました。

また，新たに深夜に運行する路線を設置するために，当該路線に係る旅客運賃を定めるとともに，その他規定を整備することとしました。

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第11条の改正規定（「第3条の2第1項」の右に「若しくは第2項」を加える部分を除く。），第12条の改正規定及び附則第4項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第3条の2の改正規定（同条第2項を同条第3項とし，同条第1項の次に1項を加える部分に限る。），第4条の改正規定及び第11条の改正規定（「第3条の2第1項」の右に「若しくは第2項」を加える部分に限る。） 平成26年3月22日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第88号

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「当該各号」を「, 当該各号」に改め、同項第1号中「220円」を「230円」に改め、同項第2号中「110円」を「120円」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、深夜に運行する路線として管理者が定めるものに係る普通券による旅客運賃の額は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額の2倍に相当する金額の範囲内において、管理者が定める。

第4条第1項中「額」の右に「(次項の規定により管理者が定める普通券による旅客運賃の額を除く。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「第3条の2第1項」の右に「及び第2項」を加え、「同項」を「同条第1項若しくは第2項」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 調整路線のうち深夜に運行する路線として管理者が定めるものに係る普通券による旅客運賃の額は、第3条の2第2項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた普通券による旅客運賃の額の2倍に相当する金額の範囲内において、管理者が定める。

第11条各号列記以外の部分中「第3条の2第1項」の右に「若しくは第2項」を加え、同条第1号中「及びその介護人」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる児童又は生徒

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童

イ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に通学し、又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒

第11条第3号中「及びその付添人」を「(厚生労働大臣の定めるところにより療

育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)」に改め、同条第4号中「第1条に規定する被爆者」を「第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者」に改め、同条第5号中「第2条第1項に規定する戦傷病者」を「第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 第1号から第3号までに掲げる者の介護者で管理者が定めるもの

第12条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号及び第2号中「及びその介護人」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 前条第2号に掲げる児童又は生徒

第12条第2項第4号中「で管理者が定めるもの及びその付添人」を削り、同項に次の1号を加える。

(7) 第1号から第4号までに掲げる者の介護者で管理者が定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の改正規定（「第3条の2第1項」の右に「若しくは第2項」を加える部分を除く。）、第12条の改正規定及び附則第4項の規定 この条例の公布の日

(2) 第3条の2の改正規定（同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える部分に限る。）、第4条の改正規定及び第11条の改正規定（「第3条の2第1項」の右に「若しくは第2項」を加える部分に限る。） 平成26年3月22日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例の規定は、この条例の施行の日の始発運行の乗車に係る旅客運賃から適用する。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(京都市道路附属物自動車駐車場条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「規定する養護児童」を「掲げる児童又は生徒」に改める。

- (1) 京都市道路附属物自動車駐車場条例別表第3備考3(6)
- (2) 京都市道路附属物自転車等駐車場条例第9条第3項第1号イ(キ)
- (3) 京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例第3条第2項第2号カ
- (4) 京都市自転車等駐車場条例第8条第3項第1号イ(キ)

(交通局企画総務部総務課)